

パートナーシップ制度の方向性について

性的少数者の困難や生きづらさの軽減を図り、性の多様性に対する社会的理解を促進していくため、「パートナーシップ届出制度」を創設する。

(1) 対象

パートナーシップ届出制度

対象：①成年であること

②市内に住所を有している又は市内への転入を予定していること

③配偶者がいないこと

④現にパートナーシップの関係がある者がいないこと

⑤2人の関係が近親者でないこと

ファミリーシップ届出制度

パートナーシップの届出をする方に子どもや親等(以下「子ども等」という。)がいる場合、家族の関係にあることを届出する制度

対象：①パートナーシップにある方の一方又は双方の子ども等であること。

②パートナーシップにある方の一方又は双方がファミリーシップ対象の方と生計が同一であること

(2) 手続きの方法

【来所の場合】

①届出を希望する日を予約

②パートナー2人で来所

必要書類を市へ提出する。

③市は書類を確認する。

④市からパートナーシップ受理証明書を交付

【郵送の場合】

①届出必要書類を市に送付

②市は書類を確認する。

③市はパートナーシップ受理証明書を届出者の二人の住所にそれぞれ郵送

※必要書類

①パートナーシップ届出書

注：自ら署名できない場合は、代筆も可能
通称を使用可能

②住民票の写し又は住民票記載事項証明書

「個人番号（マイナンバー）」、「本籍」、「世帯主との続柄」の記載を省略したもの（発行から3か月以内のもの）を1人1通ずつ提出（同一世帯の場合は1通）

※ファミリーシップの届出を行う場合は、子ども等を含めた写し
転入の場合は、転入後、変更届と住民票の写し等提出

③独身であることを証明する書類（戸籍抄本、独身証明書など）

戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）又は独身証明書を本籍地市町村から取得し、1人1通ずつ提出（発行から3か月以内のもの）

※ファミリーシップの宣誓を行う場合は、子を含めた写し
外国籍の方

在日本大使館等の発行する婚姻要件具備証明書又は独身証明書など、配偶者がいないことを確認できる書類に日本語訳（翻訳者の氏名を記入すること。）を添えて提出

④通称を使用していることが確認できる書類（通称を使用したい方のみ）

社員証や学生証、通称で届いた郵便物など、通称を社会生活上日常的に使用していることが確認できる資料を提示

⑤本人確認書類

1点の提示でよいもの

個人番号カード・運転免許証・パスポート等の官公署が発行した顔写真付き証明書等

2点の提示が必要となるもの

健康保険証・年金手帳・学生証・社員証等のご本人が確認できる証明書等

注：上記以外に、市長が必要と認める書類。

⑥（ファミリーシップ宣誓の場合）子ども等との関係および生計が同一であることが確認できる書類

(3) ファミリーシップ届出制度の導入

パートナーシップ届出制度と併せてファミリーシップ届出制度も導入する。

(4) 性別要件

一方または双方が性的少数者の方としている。(戸籍上の異性でトランスジェンダーの方も対象となる)

(5) 居住地要件

双方が市内在住(予定を含む)としている。

(6) 同居要件

同居を要件としない。

(7) 養子縁組

パートナー間での養子縁組を可能とする。

(8) 行政サービス

各所属に照会し、調整して設定していく。

※他市事例 市営住宅への入居など